

令和2年4月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年4月10日(金) 午前 9時30分から 10時10分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番	望月 稔
2番	小林 由朋
3番	町田 玉江
5番	時田 修治
6番	佐野 孝則
7番	植松 博文
8番	笹古 時男
9番	池野 保
10番	新舟 進
11番	長尾 忠
13番	佐藤 正職
15番	鈴木 恵一
16番	安藤 公男
18番	涌田 充尚
19番	伊藤 博

4. 欠席委員

4番 荻田 丈仁
14番 藤田 博史

5. 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め11番長尾忠君、13番佐藤正職君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第13号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、議第16号 農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明についてまでの、計4件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第13号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士地区10番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士地区10番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は岩松北小学校から西に200mくらいのところにある岩松第2配水池のすぐ南側になります。譲受人はハウスでのイチゴ、パンジー、水稻などの栽培を行う専業農家です。譲渡人は高齢のため耕作管理ができないことから、所有する農地の宅地分譲を計画したところ、土地の形状が悪いことから、今回の申請地と譲受人の所有するイチゴのハウスの敷地を交換するとのこと。周辺への影響なども特になく、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士地区10番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士地区10番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、元吉原地区11番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ元吉原地区11番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は国道1号バイパスの富士東I.Cの東300mくらいの沼川の北側沿いにあります。現地は畑で、ミカンの木が1本あり、周辺は生垣で囲われていました。作物は栽培されていませんでしたが、管理はされていました。譲受人と譲渡人は親族であり、体調のすぐれない譲渡人から贈与を受けて兼業農家の譲受人が耕作を行うとのこと。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>元吉原地区11番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 元吉原地区11番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に、伝法地区12番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ伝法地区12番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>場所は弥生通りと身延線が交差する場所の南側になります。譲渡人の父親が健在のときはいろいろやっていたそうですが、亡くなったため管理が難しくなったことから、隣接地を所有する譲受人に売却したいとのこと。譲受人はマッシュルームを大型機械などを使って大きくやっている方なので何ら問題はないかと思します。ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>伝法地区12番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区12番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に伝法地区13番、14番は関連がありますので一括審議とします。事務局より

説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ伝法地区13番、14番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は13番が主要地方道富士白糸滝公園線を北上し、新東名高速道路をこえてから西に200mくらい行った農事組合法人ピュアグリーンの南側にあります。現地を確認したところ、きれいに管理されていました。14番が富士見台団地の南側で、富士見台まちづくりセンターから南西に300mくらいのところで、細い道の先にあります。現地確認の際、近隣で作業されていた方から聞き取ったところ、以前は貸し出されて耕作されていたが、1年くらい前から終わったようで管理だけされていたとのことです。借受人は35歳と若く、10年ほど会社員をしていたが農業を志望したとのことです。静岡県の農業人材力強化総合支援事業により農家で研修を行っており、今後は興津の方で農園の手伝いをしながら、今回借り入れた場所で農業を行っていききたいとのことです。自宅が町場にあるため、耕作機械などはどうするのか確認したところ、親戚の倉庫を借りるとのことでした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区13番、14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区13番、14番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、須津地区15番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ須津地区15番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は富士東部土地改良区内にあり、中里の方がJR東海道線から南に約300m、富士市東球場から北西に約300mのところ、江尾南の方が須津川から東に約200m、沼川から北に約200mのところにあります。いずれも周辺は田んぼです。譲渡人は高齢で耕作管理ができず、後継者もいないことから売却を希望しています。譲受人はお茶と柿を栽培する兼業農家で、今後は兼業の仕事を少なくして今回の申請地で水稲栽培を行いたいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	須津地区15番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区15番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 吉永地区10番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ吉永地区10番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は沼津線沿いの富士市中央消防署吉永分署のすぐ西側です。現在の富士岡郵便局は周辺道路が狭く、駐車場も3台程度しか止められないため、移転をしたいということで今回の申請となったそうです。現地を確認したところ、果樹が植えられていました。譲受人に確認したところ、地目変更の書類の作成は終わっているが、その他に細かいものが必要となるため、移転開局はもう少し先になるのではないかとのことでした。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、以前は農用地でしたが、昨年8月の農業委員会において承認され、農用地から除外されております。現在は生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区10番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区10番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長	次に、須津地区11番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ須津地区11番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は国道1号線バイパスから県道須津東田子の浦停車場線を北上し、JR東海道新幹線の交差するところから100mくらい手前のところにあります。譲渡人に話を聞いたところ、家族で話し合った結果、農地が残っても困るということから今回の話が始まったそうです。申請地の東側に借家が7棟建っており、そこに大型トラックの運転手がいることからこの借家に住む人のための貸駐車場にしたいとのこと。現地は県道に隣接する場所であり、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	須津地区11番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区11番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第15号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区2番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区2番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は主要地方道一色久沢線と主要地方道富士白糸滝公園線が交差するところから北西に200mくらいのところにあります。申請者に話を聞いたところ、子どもの分家住宅を建てようとしたところ、敷地内に農地のままの部分があったため、その是正を行いたいとのこと。現地を確認したところ、古くから倉庫として使用されている場所でした。周辺は宅地で、農地への影響も無いことから何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長	大洲地区2番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区2番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
	次に、議案9ページの議第16号 農地法第5条第1項の許可に係る買受適格者証明について、審議をお願いします。 大洲地区2番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ大洲地区2番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は主要地方道一色久沢線と主要地方道富士白糸滝公園線の交差するところから北東に100mくらいのところにあります。現地を確認したところ、隣に住宅もあるのですが、1年くらい前から住んではおられず、畑も荒れている状態でした。競売にかかる買受適格証明ということですので、案件の性質上土地の所有者に話を聞くというものでもありませんので、私からは現地の状況のみを報告させていただき、細かい説明については事務局からお願いしたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、先月に引き続き競売に参加するための証明等に関するものです。地図にお示ししてある箇所の家と畑と山林がセットで競売となっております。申請者は不動産業を行っている方で、落札できたら家を取り壊して造成し、南側に隣接する事業者に一体利用の形で貸し出す計画とのこと。周辺は宅地に囲まれており第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大洲地区2番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区2番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年4月10日

農業委員会会長

同委員

同委員
